

内灘町

いじめ防止基本方針 概要



【いじめの定義】

本人が心身の苦痛を感じる行為。叩く等の暴力だけでなく、無視、SNSトラブル、仲間外れもすべていじめです。



1. みんなで見守る（未然防止）



学校の取り組み

一人一人を大切に「子供主体の授業づくり」と全教職員による組織的見守りを徹底します。



子供の心の醸成

子供たちの豊かな感情、思考力・判断力、社会性等を、学校教育全般や家庭生活で養います。



保護者・地域の皆様

表情や体調の変化、ネットの書き込み等、子供のSOSは迷わず学校や行政へお知らせください。



2. いじめが起こった時の対応（事案措置）



1

報告

いじめを積極的に認知します。校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し特定の教職員での抱え込みを防止します。



2

事実確認

被害者の安全を確保し複数で事実を確かめます。犯罪性の高いものは警察等と連携します。



3

徹底ケア

被害児童生徒を組織で徹底して守ります。加害児童生徒には毅然とした指導を行うと共に人間関係を豊かにする指導を根気よく継続して行います。



4

解消の判定

3ヶ月以上の経過を見守り被害児童生徒や保護者、学校で再発がないかを確認します。



相談・連絡先一覧

※秘密は厳守されます



各小中学校 または 内灘町教育委員会
076-286-6717



いじめ110番（石川県警）
0120-61-7867 **無料**



24時間子供SOS
0120-0-78310 **無料**
(なやみいおう)



法務局 子どもの人権110番
0120-007-110 **無料**

詳しくは各学校HP「いじめ防止基本方針」をご覧ください

